

農業農村整備事業の総合評価方式における社会貢献度の評価について

【評価内容】

大項目		中項目	小項目	評価基準	小配点	配点
企業の能力等	社会貢献度	社会貢献度	① 農地・水・環境保全向上対策及び多面的機能支払活動実績	① ～②のうち 2項目の実績あり	3	3
			② 土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績（試行）	① ～②のうち 1項目の実績あり	2	
				上記以外	0	

ただし、配点は現行総合評価方式における加算点ベースの配点であり、適用にあたっては適用時点における従来の社会貢献度の配点と同様とします。

●評価方法

下記の実績の該当項目数により評価します。

〈農地・水・環境保全向上対策及び多面的機能支払活動実績〉

平成27年度または平成28年度における三重県内の農地・水・環境保全向上対策及び多面的機能支払活動へ、企業の社会的責任（CSR）として参加している実績の有無により評価します。

（確認は、提出された活動方針の写し及び活動実績資料の写しにより行います。）

※添付資料により判断できない場合は評価しません。

※平成26年度内に「農地・水・環境保全向上対策」から「多面的機能支払」へ名称が変更されています。

〈土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定に基づいた訓練等への参加実績〉

・土地改良施設等BCP協議会と「土地改良施設等における災害時の応急対策業務等に関する協定」を締結した組織に属し、かつ、当該協定に基づいた訓練等（机上訓練や研修等）への参加実績の有無により評価します。

・なお、「訓練等への参加実績」については、当該年度の訓練等の実施までは前年度の参加実績を対象とします。ただし、平成28年度については、初年度であることから平成28年度の参加実績を対象とします。

（確認は、提出された訓練等への参加証明書の写しにより行います。）

【適用時期】

平成28年9月1日以降に公告する業務に適用します。

【適用工事種別】

調査・設計業務、測量業務に適用します。